

随意契約理由書

件名	駐車設備保守点検（名谷業務ビル・苅藻業務ビル）
契約の相手方	新明和工業株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
随意契約の理由 <p>本業務は名谷・苅藻業務ビルに設置されている駐車設備の全装置について2ヶ月に1回定期的に保守点検を行い、安全かつ良好な運転状況を確保するものです。 当該設備は、新明和工業株式会社が独自の技術で製造したものであります。 そのメンテナンスの実施にあたっては、製造業者しか知りえない設備の構造や機能の把握、専門的技術を有しての取扱いが必要です。また交換部品についても製造業者からしか調達できません。 したがって、本業務の実施に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できる業者は、新明和工業株式会社以外にはないため、随意契約を締結するものであります。</p>	
担当部署 （問合せ先）	交通局高速鉄道部 運転統括所 鉄道運行係 （外線：078-791-1465）